

## 東秩父村総合教育会議設置要綱

### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4に規定に基づき、村長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、連携して効果的な教育行政の推進を図るため、東秩父村総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる事項についての協議及び第3条に掲げる構成員の事務の調整を行う。

- (1) 東秩父村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 東秩父村の教育を行うための諸条件の整備その他東秩父村の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

### (組織構成)

第3条 会議は、村長及び教育委員会をもって構成する。

### (会議)

第4条 会議は、村長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考えられるときは、村長に対し協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

### (意見の聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 会議は、原則公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

### (議事録)

第7条 村長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、非公開とした部分は公表しない。

### (庶務)

第8条 会議の庶務は、総務課において処理する。ただし、総合教育会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を教育委員会へ委任又は補助執行させる場合は、この限りではない。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議で定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。